

0 1 . 6 2

清算中の会社が出願する場合の取扱い

清算中の会社からの出願は、これを認める。

(説明)

会社は、たとえ解散後であっても、清算の目的の範囲内においては、なお、存続するものとみなされている（会社法476条、645条）から、債務の弁済、財産換価等定款に明示されていない消極的営業を行う権能は、その法人格とともに清算中においても存続することは疑いをいれないところである。

しかも、近年の社会経済情勢においては、清算終了まで数年を要することが多く、清算中の会社の出願を認め、その財産換価を容易にすることが妥当であると考えられるので、本文のとおり取り扱う。

(改訂平成23・11)